

# 令和3年度農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の放射性物質検査計画について

令和3年3月29日  
千葉県農林水産部安全農業推進課

## 1 目的

令和3年3月26日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部・以下ガイドライン）では、本県産の農産物（野菜類、果実類、穀類、茶）は検査指定品目ではないが、自主的な検査としてガイドラインに則した方法により、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、放射性物質検査を実施する。

## 2 検査対象品目（県の主要品目等）

- ・ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レタス、ホウレンソウ、サツマイモ、サトイモ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ナス、ピーマン、イチゴ、メロン、コマツナ、ショウガ
- ・ナシ、ビワ、ユズ、クリ
- ・米、麦、大豆、茶

## 3 検査対象品目及び検査対象市町村並びに検体数

検査対象品目	検査対象市町村	検査点数
・指定野菜 ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、 トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レ タス、カブ	指定野菜 <sup>※1</sup> の野菜指定産地を対象とし、指 定産地の主な市町村（原則として面積の多 い市町村）から1点ずつとする。ただし、1 品目あたり最大2点までとする。また、同一 市町村で春作と冬作がある場合などは原則 として出荷の早いもので検査する。 ※1 指定野菜：野菜生産出荷安定法に基づく指定野菜を いう。	12点
・輸出有望品目 サツマイモ、イチゴ、ナシ	主要産地 <sup>※2</sup> のある農業事務所毎に1市町村 （原則として作付面積の多い市町村）で1 点とする。 ※2 主要産地：品目別作付面積（青果物生産出荷統計） が県平均以上の市町村	9点

<p>・その他主要品目等          柿のつゆ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、サインゲン、シュンギク、ナバナ、スィカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、ジイトウ、ソラメ、ナス、ピーマン、メロン、コマツナ、ショウガ、ビワ、ユズ、クリ、大豆、茶</p>	<p>原則として最も面積の多い市町村1点とする。ただし、過去の検査の継続性を考慮する。</p>	<p>25点</p>
<p>米</p>	<p>原則として各農業事務所管内の最も作付の多い市町村で1点とする。</p>	<p>10点</p>
<p>麦</p>	<p>主要産地<sup>※3</sup>（市町村単位）を対象とし、市町村ごとに1点とする。  <small>※3 主要産地：平成28年産麦類作付面積（作物統計）が小麦については50ha以上の市町村（作付市町村の平均面積約25haの2倍）、その他の麦種については最も作付面積の多い1市町村</small></p>	<p>7点</p>
<p>合計</p>		<p>63点</p>

#### 4 検査の頻度及び時期

##### (1) 頻度

- ・品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的（隔週1回程度）に実施する。ただし、米は毎週実施する。
- ・原則として分析は水曜日実施。結果は翌日の木曜日（17:00～19:00）に公表する。

##### (2) 時期

原則として、出荷開始前から出荷初期段階で実施する。ただし、麦は販売する前<sup>※</sup>に実施する。

- ※【集荷業者を通す場合】 出荷業者が販売する前
- 【個人出荷等】 個人等が販売する前

#### 5 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた食品については、別途必要な措置をとる。